

嵐山町地域福祉人材育成基金条例

〔平成25年12月11日〕
条例第 25号

(設置)

第1条 町は、すべての地域住民がより暮らしやすいまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、嵐山町地域福祉人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。